

設計図書等に係る質問に対する回答

発注機関名: 商工労働部商工労働政策局公営企業課

事業年度・業務番号
業務名称
業務場所

令和8年度 公企 第1号
工業用水道事業アセットマネジメント計画策定業務
和歌山市松島外 地内

番号	質問	回答
1	本業務の対象は「固定資産台帳に記載された固定資産」とされていますが、対象外とすべき資産の判断基準はありますか。 「土地」、「車両運搬具」、「工具器具及び備品」などは対象外と考えてよろしいでしょうか。	判断基準はありません。 業務仕様書のとおり「本業務の対象は原則として、和歌山県営工業用水道事業の固定資産台帳に記載された固定資産とする。この中から対象外とすべき資産を除き業務対象資産を抽出する。」とありますので、業務内の打合せにて決定するものとします。
2	管体腐食調査3箇所について、学校敷地、民間企業構内、工業用水管理用地での掘削に係る占用・許可・立会・復旧条件・作業可能時間帯等については、発注者側で事前調整していただけるのでしょうか。 また、受注者側で必要となる手続きがある場合は、その範囲をご教示ください。	調査箇所の事前調整については、発注者にて行っているところですが、詳細な調整等については、受注者も含め関係者間で協議のうえ決定するものとします。 また、民間企業構内での調査については、入構に関する手続きが必要となります。